

覚書

豊島区文化商工部図書館課長（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、利用者閲覧用雑誌の提供に関し、「豊島区立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」に従い、以下のとおり覚書を締結する。

記

（提供雑誌）

第1条 甲は、乙から以下の雑誌（以下「スポンサー誌」という。）の提供を受けるものとする。

スポンサー誌	スポンサー名表示サイズ	雑誌提供館

- 2 甲が提供を受けた雑誌は、豊島区に帰属する。
- 3 スポンサー誌の支払いについては一括先払いとし、乙が直接、甲が指定する事業者（以下「指定事業者」という。）に支払うものとする。
- 4 振込手数料その他のスポンサー誌の購入に伴う諸費用は、乙の負担とする。
- 5 定価の変動により過不足が生じた場合は年度末に精算する。
- 6 スポンサー誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館課長と乙で協議の上、別の雑誌に振り替えることとする。

（スポンサー期間）

第2条 雑誌スポンサーの期間は、甲が承諾の決定をした日の翌月一日から当該年度の末日までとする。

ただし、当該年度の末日の2箇月前までに甲または乙のいずれかから解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

2 本覚書の締結後、やむを得ない理由により雑誌スポンサーが雑誌スポンサー制度の解約を申し出る場合は、豊島区立図書館雑誌スポンサー制度解約申込書（第3号様式）に図書館課長が別に定める書類を添えて、図書館課長に提出しなければならない。また、その場合も雑誌及び雑誌の購入に要した費用は、雑誌スポンサーに返却しないこととする。

（スポンサー名表示の方法）

第3条 スポンサー誌のカバー表面（縦10cm×横15cm以内）および図書館の雑誌コーナーの書架（縦4cm×横15cm以内）に雑誌スポンサーの名称を表示（以下「スポンサー名表示」という。）することができる。

（スポンサー名表示の責務）

第4条 乙は、スポンサー名表示に起因する一切の責任を負うものとする。

- 2 乙は、スポンサー名表示が第三者の権利を侵害するものではないこと及びスポンサー名表示に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

3 第三者からスポンサー名表示に関連した苦情の申し立て又は損害賠償等の請求等がなされた場合は、乙の責任および負担において解決するものとする。

4 乙は、スポンサー名表示の決定を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならないものとする。
(雑誌スポンサーの取消し)

第5条 甲は乙がつぎの各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 申込書の記載内容に瑕疵または虚偽が判明したとき。
- (2) 本覚書の内容について、乙が遵守していないことが判明し、図書館課長が改善の要請を行ったにもかかわらず改善されないとき。
- (3) スポンサー誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。

(協議)

第6条 本覚書に定めのないものおよび疑義が生じた事項については、甲および乙の協議により定めるものとする。甲と乙は、本覚書を2通作成し、それぞれ記入押印の上、その1通を保有するものとする。

年 月 日

豊島区文化商工部図書館課 豊島区東池袋4-5-2 ライズアリーナビル5F

豊島区文化商工部図書館課 印

雑誌スポンサー 住所

名称

役職

代表者氏名

印